

令和8年

第1回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和8年第1回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和8年2月5日 木曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後2時
- 4 閉 会 午後2時50分
- 5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 奥 真由美
吉村 昌之
松塚 智宏
大塚美穂子
高橋 重剛

- 6 説明のための出席者
教育次長 鈴木 雄輝 教育次長 久慈 隆正
総務課長 高橋 公康 高校教育課長 古屋 桃香
特別支援教育課長 小山 高志 生涯学習課長 内田 鉄嗣
文化財保護室長 五十嵐一治

- 7 会議に付した事項
議案第1号 銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

- 8 可決した事項
議案第1号 銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

- 9 報告事項
 - (1) 令和9年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について
 - (2) 令和8年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について
 - (3) 令和8年3月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について
 - (4) 県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（案）について

- 10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和8年第1回教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事録署名員は1番奥委員と5番高橋委員をお願いいたします。
はじめに、議案第1号「銃砲刀剣類登録審査委員の任命について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護長】

議案第1号「銃砲刀剣類登録審査委員の任命について」説明概要

- ・銃砲刀剣類は凶器として使用できることから所持に制限があるが、骨董的価値がある火縄銃や美術品としての刀剣類は、都道府県教育委員会に登録することで所持することができる。
- ・教育委員会が任命する審査委員の鑑定によって登録が行われるが、その委員の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、後任の委員を任命するもの。
- ・現在3名の委員が任命されているが、銃砲刀剣類の専門知識を持つ者は県内でも少ないため、3名を再任しようとするもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。
特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。
議案第1号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第1号を原案どおり可決します。
次に、報告事項「令和9年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

報告事項(1)「令和9年度秋田県公立高等学校・県立中学校入学者選抜に係る日程について」説明概要

- ・令和9年度の公立高等学校・県立中学校入学者選抜日程は資料のとおり。
- ・県立中学校の適性検査は、例年どおり県内小学校の冬休み前に実施するため、令和8年12月19日に実施する。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

現在実施しているWeb出願について、現場で混乱やトラブルはないでしょうか。

【高校教育課長】

本日正午に締め切り集計中ですが、中学校・高校ともに初めての操作で不慣れな面があります。保護者からも一筋縄ではいかないとの問い合わせや、システム上のエラーもいくつか見受けられました。来年度に向けて、よりシンプルでわかりやすいマニュアルの整備が必要だと考えております。

【吉村委員】

合否の発表もWebで行われるのですか。

【高校教育課長】

そのとおりです。全校一斉にWebでの発表となります。

【安田教育長】

他になければ、次に、2つ目の「令和8年度秋田県立秋田明德館高等学校『科目履修講座』について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（２）「令和８年度秋田県立秋田明德館高等学校『科目履修講座』について」説明概要

- ・今回は令和８年度開講講座のうち、前期と通年開催の講座の受講者を募集する。
- ・後期の講座については、８月中旬から９月初旬に募集する予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

各講座の募集人数に対する応募率はどの程度でしょうか。

【高校教育課長】

英会話の初級・中級などはほとんど満員になります。ただ、生徒と一般の方の割合は年度によってバラつきがあり、初級は生徒も多いですが、中級になると一般の方が多くなる傾向があります。全体としては、歴史や郷土史なども含め、８割以上の受講者がいる状況です。

【吉村委員】

社会人が参加しやすいよう、土日開催や講座の拡充は考えられませんか。

【高校教育課長】

基本的に生涯学習的な講座は生涯学習センターが担うという考え方です。あくまで高校の授業を一般に開放するという趣旨ですので、土日の開催は難しいと考えております。

【吉村委員】

講座の内容を増やしたり変えたりするイメージはありますか。

【高校教育課長】

生徒の受講率が低い科目については、スクラップしていく必要があると考えています。先生方の負担も大きくなっており、生徒の多様な学びの確保と、働き方改革とのバランスを見極めながら、今後は講座の縮小も含めた最適化を図る必要があると考えております。

【安田教育長】

他になければ、次に、３つ目の「令和８年３月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

報告事項（３）「令和８年３月特別支援学校高等部卒業予定者の就職内定状況について」説明概要

- ・令和８年１月１日現在の令和８年３月高等部卒業予定者の就職内定状況は資料のとおり。
- ・就職以外の進路としては、進学、福祉等施設利用などがある。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

一般就職枠で就職した生徒はいますか。また、進学する生徒は視覚支援学校や聴覚支援学校からが多いのでしょうか。

【特別支援教育課長】

制度を活用した就職が中心で、一般就職枠の生徒はおりませんでした。進学については、おっしゃるとおり視覚支援学校や聴覚支援学校からの大学進学が中心となっております。特に筑波技術大学は、国で唯一の視覚障害、聴覚障害を対象とした高等専門大学となっておりますのでこちらに進学するという事になっております。

【松塚委員】

基本的には、就職前にインターンシップのような形で希望企業へ赴き、お互いの相性を確認した上で、双方の合意があれば本申し込みへ進むという流れだと理解しております。

今回の報告では就職希望者約80名に対し、内定率が約7割に留まっています。この背景として、インターンを経験したものの結果的に採用に至らなかったケースが3割程度あったということでしょうか。あるいは、インターンを実施していない企業を希望したが、現時点では内定を得られていないということなのではないでしょうか。

【特別支援教育課長】

おっしゃるとおりです。高等部2年生の段階から、年に最低2回はインターンを実施しており、その過程で生徒自身の希望や適性に合う就職先とのマッチングを進め、3年生になった段階で志望する企業で再度実習を行います。

しかし、実習の結果、企業側から受け入れが難しいと判断されるケースもあり、その場合は別に事業所を探して実習を重ねていくこととなります。現時点で内定に至っていない残りの3割の生徒についても、最後まで進路実現に向けて全力を尽くして参ります。

【松塚委員】

特別支援学校の先生方は、生徒が卒業した後に就職先で困難に直面した際も、学校に戻ってきた彼らの相談に乗るなど、卒業後も手厚いアフターケアをされていると多方面から伺っております。重要なのは、在学中の内定率を単に高めることではありません。様々な実習や挑戦を重ねた結果として、生徒が自分に合った道を見つけ出していくプロセスこそが最も大切だと考えておりますので、内定率の数値のみに捉われることなく、今後とも先生方にはこれまで通りの熱心なご指導とサポートを続けていただきたいと願っております。

【大塚委員】

私は現在、現場で活動しておりますが、保護者と本人、そして先生方の三者のマッチングが難航するケースを多々目にしております。例えば、客観的に見て本人の適性に合わないと思われる職種であっても、保護者が強く希望して押し切ってしまうような場合です。私が年金受給時期まで継続して見守っているケースでも、不適合なマッチングが原因で結局仕事を辞めてしまう子が少なくありません。また、療育手帳ではなく精神障害者保健福祉手帳を所持している生徒などは、就労後に改めて支援の枠組みをやり直さなければならないなどの苦労もあります。在学中は先生方の手厚いサポートがありますが、卒業して高等部を離れた後は、福祉の担当者が付くものの、そこでのマッチングがうまくいかずに苦労している方が実は非常に多いのが実情です。さらに、支援学校ではなく、普通高校の支援学級から普通科へ進んだ生徒たちの状況はより厳しく、非常に深刻であると感じています。

こうした状況を改善するためには、学校から社会への申し送りやフォロー体制をより強固なものにする必要があります。あわせて、企業側に対してもさらなる働きかけが不可欠です。受け入れ先が限られている実情は承知しておりますが、企業に対して「このような業務内容であれば、この生徒でも十分に能力を発揮できる」といった具体的な提案を粘り強く行うことで、それなら任せられると納得いただけるケースも多々あります。企業へのアピールを含め、生徒たちが社会に出た後も充実した生活を送れるよう、切れ目のない支援体制を整えていただければと切に願っております。

【吉村委員】

報告の中で事務的な要素を含む業務に5名が内定したとのお話がありました。これに関連して、当初から事務職を希望していた生徒は全体で何名ほどいたのでしょうか。また、今回内定した5名は希望者全員が事務系の職種に就くことができたという理解でよろしいでしょうか。

【特別支援教育課】

事務職を希望していた生徒について、今年度は5名の希望者がおり、その5名全員が希望に添う形で内定を得ることができました。事務補助などの事務職単体での求人だけでなく、他の業種や職域と組み合わせる中で事務的な要素を盛り込んだ業務を、本年度の予算事業などを通じて企業側へ提案して参りました。その結果、快く受け入れてくださる企業が増えたことも、全員の内定につながった要因と考えております。

【安田教育長】

他になれば、次に、4つ目の「県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（案）について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

報告事項（4）「県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（案）について」説明概要

- ・県が保有する12の社会教育施設のうち、4割が築40年を超え、10年後には約8割となる見込み。
- ・自然体験施設については、機能を維持しつつ、宿泊規模の適正化や立地特性を踏まえた機能分化、類似施設との機能集約等を検討する。
- ・生涯学習センターと青少年交流センターについては、本年度中にワーキンググループを設置し、集約を含めた在り方を検討する。
- ・図書館や博物館については、当面は維持保全を図るが、県立博物館は築50年を超えているため最優先で対策を講じる。
- ・年度内に成案を公表予定。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

県立社会教育施設の再編についてですが、これらは非常に重要な施設であると認識しております。検討委員会等で議論を重ねられていることと存じますが、お話を伺う限りでは、整理統合や規模の縮小といった守りの姿勢ばかりが目立っているように感じられます。

もっと攻めの姿勢で、県内のみならず県外に対しても積極的にアピールしていくべきではないでしょうか。例えば大館少年自然の家であれば、大館の比内鶏を活用した朝の生卵収穫体験や、宿泊者が秋田犬と散歩できるプログラムなど、地域独自の魅力を活かした可能性がいくらかもあるはずですが。現状の説明では、宿泊施設の実質的な削減など、老朽化や予算を理由に施設の規模を縮小し、最終的には整理・廃止していくという方向にしか聞こえず、危惧しております。

また、県立博物館なども築年数が経過し、大規模な修繕が必要な時期に来ていることは理解しております。しかし、ただ直すだけでなく、例えば施設命名権の導入による資金確保や、近隣の美術大学との連携なども検討できるはずですが。先日も美術館で高校生による素晴らしい展示会が開催されていましたが、そうした若い力や地域の資源を最大限に活用し、もっと外に向けて打って出るような、前向きな取り組みを検討してみたいかがでしょうか。

【生涯学習課長】

資料の数値から、人口規模や財政規模に応じた適正規模への縮小という側面が強調されているように感じられるかもしれませんが、決して全ての施設を一律に縮小・廃止するわけではございません。

今後の方向性としては、例えば自然体験活動を確保する観点から、県全体でどの程度の機能が必要かを検討することは不可欠です。しかし、それぞれの施設には地域性や立地上の特性といった強みがあります。施設の現状や利用者の皆様の声を丁寧に汲み取り、それぞれの特色を明確にした上で、いかにして機能を維持・存続させていくかを検討してまいります。施設の規模適正化と並行して、新たな活用方法についても深く議論を尽くしていく必要があると考えております。

全ての施設をなくしてしまうといった誤解を招かないよう、利用者の皆様の意見を伺いながら、各施設の独自性を活かした別の活用策も模索してまいります。吉村委員からご提案のあった民間資金の導入や民間のノウハウ活用についても、コストを抑えつつ魅力を高める有効な手段となり得ます。

今後、具体的な個別検討を進める中で、県民の皆様に対して縮小ありきではないことを丁寧にご説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。美術大学との連携を含め、活用の可能性は多岐にわたりますので、利用者や県民の皆様の多角的な意見をしっかりと反映していきたいと考えております。

【吉村委員】

先ほど大館少年自然の家を例に挙げましたが、他の施設についても同様です。それぞれの場所には本来、素晴らしい特色があるはずですが。

しかし、大変失礼ながら申し上げれば、現状ではそうした各施設の特色が全く見えておらず、魅力がこちらまで伝わってきておりません。これは私個人が不勉強なだけかもしれませんが、客観的に見て情報が届いていないのが実情ではないでしょうか。

もし各施設の独自性をうまく引き出すことができれば、より魅力的なコンテンツが数多く生み出せるはずですが。もちろん、新しい施策には相応の予算が必要になるかと思いますが、民間の力や知恵を借りるなど、やり方を工夫することで、コストを抑えつつ魅力的な運営を行うことは十分に可能です。各施設のポテンシャルを最大限に活かす方法について、ぜひもう一歩踏み込んで検討していただきたいと思います。

【生涯学習課長】

魅力が十分に伝わっていないというご指摘を真摯に受け止めております。現在、各少年自然の家におきましても、SNSを活用した情報発信の工夫など、独自に取り組んでいるところではございます。しかし、まだまだ力不足な点があることも認識しております。今後にご指摘いただいた点を含め、さらなる改善を図り、私たちの取り組みや施設の魅力がより広く、的確に県民の皆様へ伝わるよう努めてまいります。

【吉村委員】

SNSの活用についてですが、運営側が一方的に情報を発信しているだけでは不十分です。本質的に広まるかどうかは、実際に体験した方々が誰かに伝えたいと感じ、発信してくれるかどうかにかかっています。施設側がこんなに取り組んでいますと一生懸命に発信しても、利用者の満足度が伴わなければ、その魅力は外へ伝わりません。SNSを有効に機能させるためには、まず利用者に心から満足してもらうことが不可欠なのです。

一生懸命発信しているのに来客が増えないという状況があるならば、それは体験した方々の心が動いていないという証拠かもしれません。利用者が自発的に発信したくなるような、感動のある体験づくりを最優先にする。その視点こそを大切にしたい取り組みをお願いしたいと思います。

【奥委員】

私自身、小学生の頃は、大森山に泊まるのが楽しみで仕方なかった思い出があり、宿泊体験は子供にとって非常に大きなイベントだと感じております。現在も公立学校において、特定の学年が宿泊行事として利用するといった活動は、従来通り継続して行われているのでしょうか。

また、こうした施設は学校行事だけでなく、スポーツ少年団や子ども会などでの利用も可能かと思えます。現在の宿泊料金等の利用料の設定と、実際の稼働状況がどの程度になっているのか教えてください。

【生涯学習課長】

学校による宿泊活動の実施状況ですが、地域や学校ごとに若干の差はあるものの、概ね小学校4年生から5年生、あるいは中学校2年生での利用が多く、特に小学校5年生での実施はほぼ定着していると認識しております。ただし、必ずしも全ての学校が県立少年自然の家を利用しているわけではありません。地域の公立施設やスポーツセンターなどを選択する学校もあり、各校が工夫しながら宿泊活動を継続している状況です。

少年自然の家という名称ではありますが、平成26年の条例改正により、現在は青少年だけでなく広く生涯学習全般に活用できる施設と位置づけております。現状では青少年の利用が中心ではありますが、例えば大館少年自然の家ではオカリナ教室の活動拠点として利用されるなど、生涯学習の場としての活用事例もございます。また、学校のセカンドスクール以外にも子ども会や親子連れでの体験活動など、多様な形態で利用されています。

料金につきましては、学校のセカンドスクール活用の場合は原則無料です。ただし、食事代等の実費についてはご負担いただいております。

現在、県内の少年自然の家における宿泊稼働率は、全体を平均すると10%程度という状況です。例えば、1施設あたりの定員が200名に設定されている場合、満室であれば稼働率は100%となります。しかし、学校利用が集中する時期がある一方で、どうしても利用の少ない閑散期がございます。こうした年間の波を平均化すると、現状のような数値になります。具体的な実績値で申し上げますと、令和6年度のデータでは、利用の多い施設で15.4%になっております。

【奥委員】

一般の方も宿泊できるのでしょうか。

【生涯学習課長】

施設の利用にあたっては、自然体験活動を行っていただくことを主目的としております。基本的には、提供している各種プログラムを実施した上で宿泊していただくことを前提としています。例えば大館少年自然の家は比較的市街地に近い立地ですが、岩城少年自然の家などは山間に位置しております。単なる観光宿泊としての利用ではなく、あくまで自然体験や学習を伴う利用をお願いしているところです。

料金体系については、宿泊を伴わない日帰り利用の場合、施設利用料は200円となっております。これに加えて、活動内容に応じた実費が別途必要となります。また、青少年団体等の利用に関しましては、利用料が2分の1に減額される免除規定もございます。

【奥委員】

稼働率が10%程度とのことですが、職員の配置はどのようになっているのでしょうか。予約が入ったときにのみ、配置するようなイメージでしょうか。

【生涯学習課長】

職員につきましては、正規職員および会計年度任用職員を常駐させておりますので、宿泊の有無に関わらず基本的には配置されています。冬期間など宿泊者がいない時期でも、例えば大館少年自然の家ではスキー教室などの出前講座として、外部へ出向いて活動を行っています。日中の活動やその準備期間もありますので、それらを含めた運営機能として、職員を適切に配

置しております。

【高橋委員】

現在配布されている資料を拝見しますと、イングリッシュ・キャンプなどの事業も積極的に展開されているようにお見受けします。私自身も、先ほどの奥委員と同様に、子供の頃に岩城少年自然の家で遊んだ記憶が今も鮮明に残っており、こうした施設での体験の重要性を強く感じております。そこで、イングリッシュ・キャンプについて、現在の受講率や参加状況、あるいは現場がどの程度盛り上がっているのかといった具体的な手応えについてお聞かせいただけますでしょうか。

【高校教育課長】

イングリッシュ・キャンプにつきましては、現在いくつかのプログラムを開催しておりますが、非常に盛り上がっていると認識しております。傾向としましては、土日に動きやすい小学生を対象としたわんぱくキャンプのような企画に人気が集まる一方、中高生になると部活動などの影響でスケジュール調整が難しくなるため、低年齢層の参加者が多いという特徴があります。時期や開催場所によっても多少の差はありますが、手応えは感じております。

【高橋委員】

リピーターの方もいらっしゃるのでしょうか。

【高校教育課長】

学生の時に参加して楽しかったから中学生でも参加し、さらに高校生でも参加するというパターンも多いです。中には、高校まで参加し続け、大学生になってからはボランティアとして運営を支えてくれるようになったケースも今年度見受けられます。参加者からは「面白かったので来年もまた来たい」という感想を多くいただいております。

【高橋委員】

それは素晴らしいですね。ただ、私自身も子供がおりますが、親の耳にまでその情報が入ってきておらず、まだ周知が行き届いていない部分があるのかもしれないかもしれません。ここをテコ入れして、さらに広めていくべきだと思います。単なる英語学習だけでなく、自然の家ならではのアドベンチャー要素も組み合わせれば、より人気が出るはずですよ。心から応援しています。それから、先ほど吉村委員からもお話がありましたが、やはりハッシュタグなどによる発信が重要です。せっかく良い取り組みをしても、SNS上で広がっていなければ、知らない人は一生気づかないままになってしまいます。利用者が自発的に発信したくなるような工夫も、併せて検討していただきたいです。

【松塚委員】

現在、対象となっている全ての施設に関連して、2点お伺いいたします。

1つ目は、これらの施設は全て指定管理者制度を導入して運営されているのか、その現状についてです。

2つ目は、指定管理を受託している各法人が、自ら収益を上げるような事業を盛り込むことが難しい状況にあるのかどうか、という点です。この2つ目の質問の主旨ですが、先日、指定管理を委託していた法人が経営悪化を理由に撤退したという事例がありました。委託する側としても、こうした事態は重く受け止め、制度のあり方を考え直す必要があるのではないのでしょうか。行政と受託者が長期的に共存していくためには、相手方が健全に経営を維持できる道筋をしっかりと残しておくべきだと考えます。そうした視点から、現在の指定管理の導入状況と、受託者がビジネスを展開する上での自由度や制限の有無について、お聞かせいただけますでしょうか。

【生涯学習課長】

現在、対象となっている12施設のうち、指定管理制度を導入しているのは自然体験活動センター、青少年交流センター、秋田県立美術館の3施設になります。このうち、青少年交流センターは、先ほど申し上げたとおり現在は指定の廃止に伴い休館中でございます。これら以外の施設については、現時点では全て県の直営施設となっております。

指定管理施設における事業の自由度ですが、基本的には条例に定められた目的と、県が作成する仕様書に基づいて業務を行っていただくのが原則です。ただし、受託者が独自の収益を上げる自主事業についても、施設の設置目的に反せず公序良俗に反しない範囲であれば、申請・承認を経て弾力的に実施できる枠組みとなっております。

しかしながら、対象が教育施設等であることから、実施できる事業内容には一定の制約が生じるのも事実です。それぞれの施設の目的や設備・機能に照らして、何が可能なのかは個別に判断していくことになると考えております。

【松塚委員】

そうすると、利益を追求するわけではないにせよ、販売管理費やホテルコストをどの程度回収できるかという点が課題となります。現状としては、これらはあくまで公共サービスであるため、運営コストの一部が実質的な持ち出しになることは、ある程度やむを得ないという割り切った考え方になるという認識でよろしいでしょうか。

【生涯学習課長】

指定管理として運営を民間にお願いしている部分については、当然ながら民間のノウハウを活かし、どのように利益を出しながら施設を運営していくかという点において、一定の裁量があると考えております。もちろん、公の施設ですから、あらゆる手法が認められるわけではありません。しかし、県も委託者という立場で相談に応じ、必要に応じて助言を行いながら、いかに県民の皆様幅広く利用していただけるか、また収益性をどう確保していくかという視点を持って、弾力的に運営していくべきものと考えております。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。